

技術革新 Innovation

宮原 範 男*



科学技術白書を見ると、Total Factor Productivity (TFP, 全要素生産性) と呼ばれるマクロ経済用語がある。経済成長の原動力を3つに分類すると、資本の投入、労働力の増減、そしてTFPに分類できる。TFPとは教育水準や景気変動などあらゆる要素を含む概念であるが、中でも最も重要なのが技術革新であると考えられる。1985年を境にして、経済成長に対するTFPの貢献が大きく変化した。1971年から75年では、資本投入が4.1%の経済成長に寄与したのに対し、TFPは1.4%の貢献であったという。それが、86年から90年では、前者が2.3%で後者が2.5%と逆転している。技術革新が経済成長を支えたと見ることができる。アジア地域の近隣諸国が、資本投入あるいは労働投入で成長していく中で、日本の経済成長のために残されているのは、技術革新を一層推し進めることである。

そのような状況の中で、2002年11月に知的財産基本法が制定された。国を挙げて「知財立国」実現を目指すことの宣言でもある。以来これまでに制度面での体制が着々と整備されてきている。代表的なものは、新しい職務発明制度「改正特許法35条」施行、知的財産高等裁判所の創設、不正競争防止法の一部改正、特許審査の迅速化施策などがある。

制度体制が整備されてきたことが要因であるとも思えないが、知財に関する訴訟等の報道が最近増えているように感じる。知財への社会的関心が高まったのであれば好ましいことである。しかしながら、知財戦略が、あたかも知財訴訟であるかのような風潮になることは好ましくないように思う。知財の保護は必要であるが、知財の創造と活用が本来の知財戦略であると考えたい。

とはいえ、「知的財産推進計画2005」も既に策定され、制度面での体制整備が、国を挙げて着々と進んでいることを十分評価したい。

しかし、当然のことながら、知財そのものの根源は技術であり技術革新である。

科学技術基本法に基づき、2001年に第2期科学技術基本計画が閣議決定された。その中で、わが国の科学技術政策は、科学技術立国の実現を基本とし、「知の創造と活用により世界に貢献できる国」、「国際競争力があり持続的発展ができる国」、「安心・安全で質の高い生活ができる国」の三つを目指すべき国の姿とした。その実現に向け、重点4分野「ライフサイエンス」、「情報通信」、「環境」、「ナ

* 株式会社安川電機 取締役技術開発本部長 Norio MIYAHARA

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

ノテクノロジー」に対して重点化・効率化を行うこととした。そして2005年までの5年間に総額24兆円の政府研究開発投資が提示された。現在、これに続く第3期科学技術基本計画が検討されている。

一方2004年には、新産業創造戦略において、戦略7分野「燃料電池」、「情報家電」、「ロボット」、「コンテンツ」、「健康福祉機器・サービス」、「環境・エネルギー機器・サービス」、「ビジネス支援サービス」が取り上げられた。これらは、当然のことながら前述の重点4分野をベースにしている。そして、横断的重点政策として知的財産政策も関連付けられている。

このように科学技術政策の成果が新産業創造戦略にいち早く結びつくように考えられ、知的財産政策がそれらを補う意図を汲み取ることができる。その意図した通りに強力に総合的に推進されているかどうかを検証してみることも重要であると考ええる。

それぞれの政策に関連する官が横断的取り組みを一層進めて、産学が実効的に協力を強め、経済発展のため技術革新が進むことを願うものである。

繰り返しになるが、制度体制の整備を進めることは当然のこととして、知財そのものの根源は、技術であり技術革新であることを忘れてはならない。

